



ふれあいネットワーク情報(臨時号)

《令和2年4月10日発行：郡山市》(要回覧・お知らせ)

◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたお願い

令和2年4月7日に7都府県を対象に、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が出されました。感染拡大防止のため、各町内会等において、総会等の会合やイベント等の開催の自粛や延期、書面表決、規模の縮小等について、ご協力をお願いします。

※書面表決の詳細については、市ウェブサイトで案内しております。

「くらし>市民協働・NPO・町内会>町内会・自治会」をご覧ください。

※市の指針を参考に掲載しますので、ご協力をお願いします。

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針（4月6日改正）」（要旨）

◆ 屋内（室内）で実施されるイベント

- 「クラスター（感染集団）3条件」を満たす屋内（室内）で実施されるイベントは、原則中止。
- 「クラスター3条件」を満たさない屋内（室内）で実施されるイベントは、参加人数が50人未満の場合、開催。参加者が50人以上であっても、会場面積が一人当たり4平方メートル以上、または座席の間隔を前後左右一人置きに確保するとともに、主催者がイベントの様態からクラスター発生のリスクを評価し、必要な予防措置を講ずることを条件に実施できる。
- 屋内（室内）イベントの実施に際しては、後日参加者から患者が発生した場合、保健所が行うクラスター発生対策を適切に実施できるよう、主催者は、全参加者の氏名、住所と連絡先を把握するよう努めるものとする。

◆ イベント開催上の留意点

＜事前の周知＞

- 当日を含め、イベント参加時や市有施設利用時の過去2週間以内に発熱（受診や服薬等により解熱している状態を含む）、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方のイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。

＜開催時等の対応＞

- 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置。
- 多くの方が触れる場所（ドアノブなど）をこまめに消毒する。
- 換気が悪い密閉空間にしないよう、定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- 手の届く範囲に人を密集させないよう、会場等に入る定員をいつもより少なくする。
- 会場内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。
- 対面で長時間会話をしない、又は大きな発声をしないよう周知する。
- イベント等の参加者に対して咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

※「クラスター3条件」…集団感染が確認された場に共通する『密閉』（密閉空間であり換気が悪い）、『密集』（手の届く距離に多くの人がいる）、『密接』（近距離での会話や発生がある）の三つの条件。

市長から市民の皆様へのメッセージ（要旨）

— 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けて —

本市を含む福島県は、現時点で緊急事態宣言の対象地域ではありませんが、県内においても、発症例が徐々に増加しており、ひとたび集団感染など大規模な感染が発生すれば、対象地域となることもあり得るとの考えに立ち、市民の方々に対し、感染リスクを下げるための行動変容のお願いをしております。

○市民の皆様には、次の三点をお願いいたします。

- 1 クラスタ（感染集団）による感染拡大防止のため、『密閉』、『密集』、『密接』の3つの『密』が重なるような集まりは避けてください。
- 2 感染症対策の基本である、「石けん等による手洗い」、「咳（せき）エチケット」の励行を重ねてお願いするとともに、「自分の身は他人任せにせず、自分で守る」ことを念頭に、ご自分やお子さんの健康管理をお願いします。
- 3 「コロナ疲れ」、「自粛疲れ」に陥ることなく自己管理にお努めください。

○緊急事態宣言が、発令された5月6日までの間、首都圏など感染拡大地域への不急の往来を控えていただきますよう、強くお願いいたします。

○緊急事態宣言対象地域はもとより、県外にお住いの家族に対して、不急の帰省は、控えていただくことをお伝えくださるよう、お願いいたします。

○企業の皆様に対しましては、本社会議などの出張は、テレビ会議などICTを活用して実施するなど、感染機会をなくすためのご協力をお願いいたします。

○年度始めは、進学・就職や転勤など、若い世代を中心に人の往来が大変多い時期であります。万が一、発熱などの風邪症状がある場合は、隣人・友人・同僚を感染させないように、外出を控えていただきますよう、改めてお願いいたします。

○郡山市、福島県、日本全体における感染拡大を抑制できるかどうかの、正に今が瀬戸際です。ご自分の、家族の、そして隣人・友人・同僚の生命と生きる権利を尊重する行動を市民の皆様をお願い申し上げます。

令和2年4月7日

郡山市長 品川 万里



セーフコミュニティ国際認証都市 郡山
国内15番目・世界391番目

【編集／発行】 郡山市 市民・NPO 活動推進課

TEL924-3471

※ふれあいネットワーク情報は、本市ウェブサイト及び
郡山市自治会連合会ウェブサイトへの掲載も行っています。